



台湾にみるコロナ禍の経済的影響と 新型コロナウイルス感染症封じ込めの秘訣

客員研究員 宇佐美喜昭

2021年2月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

目 次

1. 堅調な経済.....	1
2. コロナ封じ込めに向けた迅速な初動対応	2
3. 積極的な情報開示で防疫を呼びかけ	4
4. 公平性重視のマスク実名購入システムで価格高騰も抑制	4
5. SARS 禍経験による感染症対策の強化が奏功	6
6. 補償と罰則をセットにした立法措置.....	8
7. 瘴癘（しょうれい）の地を克服してきた矜持	9
参考	11

台湾にみるコロナ禍の経済的影響と新型コロナウイルス感染症 封じ込めの秘訣

(一財) 国際貿易投資研究所

客員研究員 宇佐美喜昭

1 日数千人の感染者を出している日本に比し、台湾は 2020 年 4 月以降、ほぼ完全に水際での封じ込めに成功している。世界の民主主義陣営で新型コロナウイルス感染症の防疫に成功している稀有な地域とみなしていいだろう。その手法は強権的な中国やベトナムとは全く異なる。ロックダウン（都市閉鎖）無き新型コロナウイルス感染症封じ込め対策には、他国でも応用できる秘訣がいくつも見受けられる。基本方針は政府と市民の一致した理念、「Without コロナ」だ。正常な経済活動も維持しており、2020 年は中国を上回るプラス成長を遂げた模様だ。

1. 堅調な経済

コロナ禍にもかかわらず 2020 年の台湾の経済成長率は 2.5% を超えたと推定されている。これは中国の推定値 2.1% を上回る。輸出額は、第 2 四半期こそマイナスだったが、第 3 四半期は前年同期比 6% 超、第 4 四半期は 7% 超となった。

行政院経済部では、5G 通信やデジタルトランスフォーメーションの動きに加えて、コロナ禍により世界的にテレワークや宅配などの分野での IT 関連需要が増え、海外からのノートパソコン、サーバー、液晶パネルなどの受注が大幅に伸びていることを主因と見ている。工業生産指数も前年比で堅調な伸びを見せた。1 月の減少と 2 月の大幅な伸びは、旧正月の前年とのずれによる季節要因だ。

内需向けを主とする紡績業、自動車産業、機械設備業などは 1～6 月は不振だった。しかし、7 月以降は域内の IT 関連メーカーが旺盛な外需に伴い設備投資額を上積みしたことに伴い機械設備業が上昇に転じた他、政府が購入額の 3 倍の消費ができる振興券による消費刺激策を本格的に開始したことから、小売業、飲食業、宿泊業の売上額も伸びがプラスに転じた。

表 1 2020 年の台湾の四半期別貿易額

(単位:100万ドル、%)

2020年	1Q	2Q	3Q	4Q
輸出額	78,668	79,344	90,057	93,743
前年同期比(%)	3.7	△2.4	6.0	7.8
輸入額	69,150	67,518	71,095	75,046
前年同期比(%)	3.5	△4.0	△1.5	△1.7

注：3Q は速報値、4Q は推定値

出所：行政院統計處

表 2 工業生産指数の推移

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
工業生産指数	104.94	103.30	114.88	108.03	110.36	114.31	116.82	119.73	123.73	121.29	122.99
前年同期比(%)	△ 2.1	20.7	11.2	4.2	1.7	7.2	2.8	3.6	11.6	6.4	7.8

注：工業生産指数は 2016 年を 100 とした数値

出所：行政院經濟部

2. コロナ封じ込めに向けた迅速な初動対応

台湾が徹底的な防疫を選択したのは、2003 年の SARS 禍の反省があるからだ。人的被害だけでなく、ビジネス客の減少による商談機会の喪失で、経済も大きな痛手を被った。SARS は 6 月下旬にほぼ終息していたが、海外航空会社が他国に振り向けた機材を台湾路線に戻すまでにはさらに 3～4 か月を要した。このため大事なクリスマス商戦を逃してしまったのだ。新型コロナウイルス感染症対策が、経済・社会活動を維持するという目的のもと、防疫が手段として位置付けられたことも、頷けるところだ。

台湾の新型コロナウイルス感染症の 2020 年 12 月 28 日までの感染者数は 794 人、死者は 7 人にとどまる。感染者の殆どは入境者で、入境後の検疫や自主隔離中に見つかった

同じ民主主義陣営でありながら、ロックアウトで防疫に成功したニュージーランドと異なり、台湾はロックアウトを行っていない。これは、初動が早かったことに加えて、身の丈に合った工夫を凝らしてきたことに因る。しかしながら残念なことに、日本の国政関係者、感染症の有識者、あるいは自治体関係者には、台湾がとった手法はあまり心に響いてないようだ。どんな防疫を行ってきたのか、振り返ってみる。

台湾の行政院は、2019 年 12 月に中国・武漢市での原因不明の肺炎流行を把握し、12 月 31 日に武漢から入境する人の検疫を強化した。総統選挙直後の 2020 年 1 月 15 日には新型

コロナウイルスを「指定感染症」に定め感染症の疑い者の隔離措置を可能とした。

1月20日には省庁横断組織である「中央感染症指揮センター」（中央流行疫情指揮中心）を立ち上げた。これらの措置は新型コロナウイルス感染症の水際防止、台湾域内での感染防止を企図したもので、Without コロナに向けた強い決意を示したものだ。

同じ省庁横断組織でも、日本の新型コロナウイルス感染症対策本部は総理大臣を本部長とする閣僚間の連絡会議の性格が強い一方、台湾の中央感染症指揮センターは、各々の省庁が役割分担をして防疫対策を実行に移す実働部隊として組織されている。そのため、トップは行政院長（首相）ではなく衛生福利部長（閣僚）が就き、必要に応じて法律にも縛られない強い指揮権を行使することができる。衛生福利部長は慣習的に民間人の医療専門家が登用されている。

1月20日、この中央感染症指揮センターの立ち上げにより、政府と市民の間で強い危機感が共有された。

1月21日には台湾で初の域内感染例が見つかり、水際対策がさらに強化された。1月28日には中国大陸全域を対象に、渡航情報をレベル3（渡航の自粛）に引き上げ、1月29日には一部の入境者に対して入境後の自宅待機措置を導入、2月6日には、中国人および、2週間以内に中国、香港、マカオへの渡航歴がある外国人の入境を禁止、2月10日には中国と台湾を結ぶ旅客船の運航を全面停止し、航空機の直行便も大幅に制限した。

2月25日には国会に相当する立法院の可決を経て「嚴重特殊傳染性肺炎の予防治療及び救済振興特別条例」（以下、嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例）を公布し、3月10日に関連法令を施行して、防疫に関する法的根拠を整えた。

表3 日本と台湾の初動の比較

事項	台湾	日本
新型コロナの感染症指定	1月15日	3月14日
省庁横断対策本部設置	1月20日	1月30日
武漢市(湖北省)からの入境(国)拒否開始	1月23日	2月1日
国会(立法院)開会	2月1日	1月20日
14日以内の中国渡航歴者の入境禁止	2月6日	
中国からの入国者の2週間待機要請		3月5日
中国旅券の入国査証効力の停止		3月9日
対策関連法公布	2月25日	3月14日

出所：報道資料より筆者作成

3. 積極的な情報開示で防疫を呼びかけ

2003 年の SARS の教訓を経て、緊急時の中央感染症指揮センターの設置や感染症流行時の隔離、医療関係者向けの医薬品等の徴発に関する法律が整備されていたことも幸いしたが、今回はさらにいくつかの工夫が見られる。

まず、中央感染症指揮センターの広報機能だ。同センターは設立以来、域内感染をほぼ駆逐するまで、毎日プレスブリーフィングを行ってきた。時間に制限は無く、記者からの質問が尽きるまで続けられる。

また、感染者情報は同センターが一元管理し、衛生福利部のウェブサイトで全て公開している。

感染例が確認されると、ウェブサイトで感染者の性別、年代、入境歴などが公表される。域内感染の場合は、不特定多数が行き来する場所への立ち寄りが認められると、立ち寄り先と時間について公表される。市民はこのウェブサイトを参照することで、自身が域内感染例者と関わっているか否かを知ることができ、落ち着いて対応することができる。これはむやみな PCR 検査の抑制につながっている。個人情報、感染者が法令に触れない限り、原則秘匿される。

虚偽情報や風評被害への対策も素早い。ネット監視を市民のボランティアに委ね、通報があると政府の担当部署が事実関係を確認し、誤った情報の拡散防止や煽動者の処罰が直ちに図られる。限られた政府の人的資源を効率よく投入するために市民の協力を得ている点は、日本とは大きく異なる発想といえるかもしれない。

日本では、個人情報等の保護のため、国の指針で感染者が出た企業や施設の公表は施設責任者の同意が必要とされている。また感染者の発生や場所の公表については企業・施設の自主性に任されていて、例えそれぞれがプレスリリースやウェブサイトで公表したとしても、たまたまその情報を目にする人以外は全く手掛かりが得られない。誤情報や風評も拡散しやすい。台湾の情報の一元化とその発信手法は、効率的なシステムといえるだろう。

4. 公平性重視のマスク実名購入システムで価格高騰も抑制

マスク実名購入制のシステム構築は、市民の自発的な動きが発端となった。マスク不足が懸念された 2 月上旬、政府はマスクの輸出を禁止したが、マスク入手不足も顕著となっていた。マスク在庫マップはそんな最中にハワード・ウーというソフトエンジニアが個人的に

開発し無料で公開したものだ。メッセージアプリから届けられる情報を整理してグーグルマップ上に示すというもので、当初は地域が台南に限定されていた。

ところが、台湾のグーグルマップ利用では、ユーザーからのアクセス 1,000 回ごとに開発者に利用料を請求する仕組みがあり、急増するアクセスでウーは窮地に陥った。ウーはソフトウェア・エンジニアや IT 愛好者が情報交換するネット上のサイトに窮状を訴えた。

状況を知ったオードリー・タン国務委員（無任所閣僚）がアイデアを引き取り、買占めを回避するため、実名購入と組み合わせた仕組みを検討した。こうして健康保険署のオープンリソースを利用し在庫を一元的に見える化し、政府が管理しほぼ 100% の市民が加入する全民健康保険（NHI）と販売店をつないで IC チップが埋め込まれている健康保険カードを本人および家族の確認と購買履歴の確認に使うシステムが考案された。

これにより公平な販売だけでなく、品薄による価格高騰も防止した。振り返ると、市場に委ねるのではなく、かつ、直接的に価格統制するのでもない優れた経済政策だったと評価できる。

マスクは政府が買い上げた備蓄を中華郵政が配送した。民間の配送を排除したのは SARS 時の教訓を踏まえている。各販売店の在庫情報の更新は 30 秒ごとに行われる。グーグルも政府の対策の一環だとして課金をやめることとなった。民間の IT 技術者の協力も得て、2 月 15 日にこのシステムは稼働した。まさにあつという間と言うしかない。

スマートフォンを使いこなせない高齢者層や、家族の分の購買といった課題もひとつひとつ迅速に解決された。当初は販売店として薬局を利用したが、薬局の営業時間に買いに行けない人から苦情が寄せられ、スマートフォンで購入予約しコンビニで受け取れるシステムに移行した。行政院にネットで苦情を受ける窓口があり、迅速に対応する仕組みを設けていたことがこうした迅速な対応を可能とした。

健康保険カードには、過去 3 年分の医療記録、疾患やアレルギー、薬の処方記録などが記録されているが、公平にマスクを購入できるという趣旨に照らし、台湾の市民はこのカードの利用を許容した。

なお、マスク実名購買制度は、台湾内でのマスク需要逼迫が解消されたため、現在は稼働していない。

政府はさらに、このカード情報に海外渡航歴を加えた。これにより、病院は受診者の感染地域への渡航歴を把握でき、医療関係者の感染リスクを低減することにつながった。

表 4 台湾の新型コロナウイルス感染症対策の初動

2019年	
12月31日	武漢からの直行便旅客に対する検疫強化。
2020年	
1月2日	武漢から入境10日以内に発熱などの症状が出た入境者の専用電話への申告呼びかけなど防疫を強化。
1月3日	武漢からの直行便への検疫をさらに強化。
1月6日	申告対象となる武漢からの入境後の発熱について、入境から10日以内を14日以内に延長。
1月15日	「嚴重特殊傳染性肺炎」と名付け、法定伝染病に指定。これにより隔離や医療品の強制調達が可能に。
1月20日	省庁横断の「中央感染症指揮センター」(中央流行疫情指揮中心)を立ち上げ。啓発強化とともに、検疫対象を中国全土、香港、マカオからの入境者にも拡大。
1月23日	武漢市籍者の入境を禁止。
1月24日	武漢市をレベル3指定(渡航中止の勧告)。
1月25日	湖北省をレベル3指定、その他中国全土をレベル2指定(渡航延期の勧告)。
1月29日	学校での感染を避けるため、中国、香港、マカオから入境した教職員と学生の14日自宅待機措置を導入。
2月4日	武漢からの入境者の14日間隔離を開始。14日以内に中国、香港、マカオに寄港したクルーズ船の入港を禁止。
2月6日	中国籍者の入境を禁止。国際クルーズ船の入港を禁止。
2月10日	中国、香港、マカオからの入境者の14日の自宅待機措置を導入。
2月14日	スマホにアプリをダウンロードすると入境者の追跡が可能となる入境検疫電子システム導入。
2月15日	マスクの実名購入制導入。
2月24日	日本を含む感染流行地からの入境者の14日の自宅待機措置を導入。違反者は最高15万円の罰金。
2月25日	嚴重特殊傳染性肺炎の予防治療及び救済振興特別条例(嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別条例)を可決・公布。
3月24日	台湾での航空機乗り換えを禁止。
3月25日	屋内100人以上、屋外500人以上の集まりを禁止。
4月1日	観光局、入境者の14日滞在宿泊施設へ、1部屋1日あたり1,000元の補助金拠出を決定。
4月10日	観光地、夜市、廟、寺などの入場規制開始。
4月21日	嚴重特殊傳染性肺炎の予防治療及び救済振興特別条例の改正条例を施行。

出所：行政院衛生福利部

2月下旬には、政府の要請で競合する台湾大手の工作機械メーカーが一致団結して自社事業を中断し、各社が連携して製造機械や原材料を調達してマスクの生産を開始した。そして台湾は、3月下旬には従来の10倍となる日産1,000万枚の生産能力を持つに至った。

台湾は元々、マスクを輸入に依存していたが、域内のコロナ禍が収まった現在では輸出超過に転じている。大手の繊維メーカーも同様に政府の要請に応じて、連携して医療用防護服の生産に取り組んだ。こうした政府の生産要請と設備投資資金の補助が、多少とはいえ内需を支えたことは想像に難くない。

5. SARS 禍経験による感染症対策の強化が奏功

2003年のSARS禍で、台湾は674人の感染者を出し、うち84人が亡くなった。当初は未知の感染症であり、感染が拡大しつつあった4月には、台北で最大の台北市立和平医院で大規模な院内感染の疑いが生じた。台北市が予告のないまま和平医院を完全に封鎖したことで、見舞客を含む1,000人以上が院内に取り残され、飲食品も提供されないまま大混乱

が生じた。事態を収拾したのは、台北市の前・衛生局長だった葉金川氏をはじめ、志願して
和平医院に駆け付けた看護師経験者をはじめとする医療関係者、防疫要員らであった。

一方で、公平性を重視して様々な病院で疑似感染者や感染者の受け入れを求めたことは、
感染症に不慣れな病院での院内感染を誘発し、市民も混乱した。

多発する各地の院内感染に疑問を呈した軍関係の三軍総医院では、病院側の不慣れ以外
にも要因があると考え、発注仕様と異なる防護服が偽装納品されていることを突き止めた。
関係者は記者会見で、霧吹きで水が浸透してしまう防護服を実演で見せ、他の病院関係者に
警鐘を鳴らした。適正な医療資源が医療従事者に供給されていなかったことは、特に大きな
教訓となっている。

この他、行政院衛生署（当時）が手配し各病院に配送されたマスクの約半数が行方不明と
なった盗難・紛失事件、自宅待機のはずの入境者や濃厚接触者の外出、見舞客の訪問を止め
られない病院、見舞客を装い感染者へのインタビューを試みるマスコミ関係者など、様々な
問題が噴出し、防疫に対する妨害や規程違反者への取り締まりが一挙に強化された。その最
中に、和平医院の院長も院内感染の適切な防止策を怠ったとして更迭された。

SARS 流行時の感染抑制では、主に次の方策が重視された。

- ・ 感染者、疑似感染者の早期発見と病院への隔離
- ・ 強力な入境制限と入境者の自主隔離の徹底
- ・ SARS に罹りやすいと考えられた健康不良者・体調不良者の外出自粛の奨め

特に、健康や体調の不良者の外出自粛意識の醸成には工夫が凝らされ、感染者の拡大抑止
に大きな効果があったと考えられている。例えば、台北では全ての地下鉄の開札口にサーモ
カメラが取り付けられた。建物や店に入る時は外で非接触体温計による検温を受けなけれ
ばならない。市域を跨ぐバスに乗る時は、検温に加えて連絡先を記さなければならない。こ
れらの経費はそれぞれの事業主体が負担した。また、外出自粛者の生活は、日本の自治会長
に相当する社区長が中心となって支えた。

そして台湾は、和平医院騒動から 2 か月ほどで感染者を全て病院に隔離し、院内感染も
防止して SARS 禍を終息させた。

SARS 流行の終息後、台湾では感染拡大要因の調査研究と防止策、感染抑制策が検討さ
れ、次の感染症流行時に備えてきた。前回の SARS 禍からはすでに 17 年がたつが、こうし

た教訓を継承してきたことは、新型コロナウイルス感染症防疫の上で大きな財産となった。

今回の新型コロナウイルス感染症対策も主要策は上述の 3 つだが、細かいところでは前回の SARS 対策より進化している。入境制限が強化されると、空港からホテルまで送迎する専用のタクシーが配置された。客室が広く客室数が多い高級ホテルが入境者の自主隔離に協力したことで、行政も効率的に対応できている。その上で、これまで投資されてきた政府の IT インフラと民間の IT インフラが融合され、政府と市民の相互協力が図られている。経済的には、IT 技術の進歩が、人の往来なしでの商談に大きく寄与している。

6. 補償と罰則をセットにした立法措置

新型コロナウイルス感染症防疫策では、前回の SARS 時よりも厳格な水際措置を取るとともに、違反者への罰則を強化している。根拠法として 2020 年 2 月に公布された「嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例」は、立法院の同意があれば延長可能な時限立法で、罰則に加えて医療従事者への支援、政府の要請に従い休業を余儀なくされた企業や個人への補償を全て一つのセットとしている。

全文は 19 条からなるが、第二条では医療関係者および防疫関連業務に従事する人たちに対する支援と手当の支給、傷病や心身障害への補償、死亡時の子女への教育支援が定められている。

第三条では保健衛生機関が隔離や自宅待機が必要と認定した対象者と、対象者の世話のために業務に従事できない家族や同居者に対し、補償金申請の権利を定めている。

第四条では、法人に対し、第三条に該当する対象者の給与を補てんする場合は税控除を認めるとしている。

第五条と第六条は、医療関連物資の政府による調達について、第九条は法人の事業停止や医療機関の診療停止への補償について定めている。

第十二条から第十六条では、防疫への違反行為やデマの流布、医療関連物資の売り惜しみ・不当価格での販売などの行為に対する罰則規程を定めている。

この条例は、罰則条項以外は、新型コロナを感染症に指定した 1 月 15 日に遡っての施行としている。つまり補償や支援を 1 月 15 日に遡って適用することができる。3 月 10 日には関連規則も公布された。

7. 瘴癘（しょうれい）の地を克服してきた矜持

台湾は古くから瘴癘の地と呼ばれ、マラリアなどの風土病が蔓延する土地だった。下関条約に基づき 1895 年に日本が台湾統治を開始する折、日本の統治に反対する勢力の制圧のため陸軍から 76,000 人（軍属を含む）の台湾征討部隊が派遣された。

しかし、征討部隊は、台湾を平定するまでの戦死者 164 人に対し、病死者 4,642 人、内地送還の疾病罹患者約 27,000 人を出すという辛酸を嘗めた。台湾征討近衛師団長として部隊を率いた北白川宮能久親王も、マラリアで命を落とした。

その後も台湾総督府は、感染症との戦いに明け暮れる。第三代総督となった乃木希典に付き添い台北に赴いた母、乃木寿子もマラリアに倒れ、帰らぬ人となった。

1898 年、第四代総督となった児玉源太郎は、医師出身で衛生行政の経験も豊富な後藤新平を台湾総督府のナンバー2である民政局長（後に民政長官に改組）に抜擢した。

後藤新平は、内務省衛生局長の折に、華族の相馬家をめぐる「相馬事件」で拘引され官職を失ったが、容疑については不起訴となっていた。そして 1895 年に日清戦争終結による帰還兵の検疫業務を行う臨時陸軍検疫部の事務官長として官職に復帰する。陸軍省医務局長（兼大本営野戦衛生長官）の石黒忠恵が、陸軍次官（兼軍務局長）の児玉源太郎に推薦したことによる。臨時陸軍検疫部長には児玉源太郎が自ら就いた。

清はコレラや赤痢が蔓延する地で、帰還兵の検疫は懸案だった。後藤新平は瀬戸内海の彦島（下関）、似島（広島）、桜島（大阪）の 3 か所に 2 か月の突貫工事で検疫所を建設し、当時としては最新の蒸気式消毒罐で持ち物や衣服を消毒するとともに、5 か月で 20 万人以上の帰還者の検疫をやり遂げ、その手腕が評価され、再び内務省衛生局長に復帰していた。

後藤新平の台湾着任後、総督の児玉源太郎は、内務大臣や日露戦争の満州軍総参謀長などとの兼務で台湾を離れることが多かったが、他の者が総督になると後藤新平がやりづらいとして台湾総督の地位は譲らず、後藤新平に台湾を託した。

後藤新平は着任後、台北水道水源地（浄水場）を建設、上下水道の整備に着手するとともに、台湾総督府医学学校を設立し、医療・衛生行政を本格的に進めた。他にも、学制整備、殖産振興、交通インフラ整備など様々な事業に着手している。日本統治時代の行政官としては最も高い評価を得ているといって過言ではない。

内政面では、明治維新の成功体験を持ち込み急速に台湾社会を変革するのではなく、土地、戸籍、慣習などの調査により台湾の実情を捉え、台湾の人々が受け容れやすい方策を練り、

徐々に民生が向上する手法をとった。

後藤新平は 1906 年に南満州鉄道総裁に就くため離任するが、その後も台湾では社会インフラや教育インフラ、医療・衛生インフラなどの整備が続けられ、現在に引き継がれている。総督府医学学校は台北帝国大学医学部への改組を経て、現在は台湾大学医学部となっている。

そして今回の防疫の方針や必要とする検査・隔離体制を立案・献策したのは、台湾大学の張上淳・副学長（感染症学）が率いる専門家チームだ。張上淳・副学長は、台湾大学生え抜きで、2019 年まで 6 年間、台湾大学医学院院長を務めていた。

台湾域内の新型コロナウイルス感染症の防疫は 2020 年 4 月には功を奏し、以降は待機中の入境者の感染例は多数あるものの、域内感染はほぼ完全に防いでいる。

12 月に 253 日ぶりに確認された域内感染例では、入境者が友人へ感染させたことが判明し、3 か所の施設の立ち寄り時間が公表され、当該時間に当該施設を立ち寄った人には自主的な健康管理と、発熱、味覚異常などの症状があった場合の受診が呼びかけられた。

この入境した感染者が検疫と自主待機をかいくぐったのは、特例で待機期間が 3 日間とされていた航空会社の関係者だったためだ。調査の結果、乗務時の防疫規程違反が発覚し、後に処罰されている。

台湾駐在時に SARS 禍の混乱と混乱収束、その後の SARS の終息を目の当たりにしている筆者としては、ロックダウンさせずに Without コロナを成功させている台湾について、「後藤新平イズム」とそれを継承してきた感染症対策関係者や医療従事者らの矜持が感じられてならない。もちろん、政府が情報をオープンにしていることで、市民が政府の防疫行政に信頼を寄せているということも重要な要素と考えている。

台湾政府はすでに次の構想に着手している。トラベルバブルと呼ばれるもので、渡航規制を緩めて新型コロナウイルス感染症の清浄国・地域間のビジネス往来を増やすというものだ。

バブルとは、ニュージーランドがロックダウンした折に、アーダーン首相が「Stay in your bubble」（感染症から守られたバブルに包まれた場所にいてください）と呼びかけた言葉が由来とされている。

台湾政府が考えているトラベルバブルは、Without コロナの地域間を想定している模様だ。現況だと、ニュージーランドや太平洋島嶼地域、豪州の一部の州が最初の対象となるかもしれない。

参考

- ・ [行政院統計處統計情報網](#)
- ・ [衛生福利部ウェブサイト](#)
- ・ [嚴重特殊伝染性肺炎の予防治療及び救済振興特別条例・日本語仮訳](#)

〔禁無断転載〕

台湾にみるコロナ禍の経済的影響と新型コロナウイルス感染症
封じ込めの秘訣

発行日 2021 年 2 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号
第 37 興和ビル 3 階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <http://www.itl.or.jp>
